官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣 …… 六
〔皇室事項〕 …… 六
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁） …… 六
労働
最低工賃の改正決定に関する公示
（宮城労働局最低工賃公示一） …… 六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配三一～三三） …… 七
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同三四） …… 七
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同三五） …… 七
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生 …… 七
特殊法人等
会計検査院共済組合定款の一部変更 …… 二九
関係
会社その他
〔その他告示〕
○保安林の指定を解除する件（農林水産八三五～八四一） …… 一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同八四二～八四六） …… 二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同八四七） …… 三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三九六） …… 四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三一～一三五） …… 四
○海上における火薬の水中爆破訓練を実施する件（同一三六） …… 四
○都市計画に関する件（東北地方整備局五一、五二） …… 五
○道路に関する件（四国地方整備局三三、三四） …… 五
○都市計画に関する件（九州地方整備局八二） …… 五

その他告示

○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村押場字向山五の三・六の三・六の四（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・四の二から四の五（以上四筆国有林）、一の二・二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三、五の二、字東山五二の二・五三の二・五四の三・五五の二（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村草嶺字南山三の一一・五の一二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市金谷二軒家三九一四の一二四、三九一四の一二五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県青森市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区千木良字坂本一五三四の三（次の図に示す部分に限る。）、一五三五の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市川下町向田六四四の二（次の図に示す部分に限る。）、六四四の六、一本松六五八の二（次の図に示す部分に限る。）、六五八の四、六六〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市鶴里町柿野字浜井場一七九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町筆甫字鷲平上二八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県新宮市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県新宮市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 宮城県 / 41,600 （略） / （略） 三　（略） 第四～第九　（略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 宮城県 / 32,600 （略） / （略） 三　（略） 第四～第九　（略）

○国土交通省告示第三百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

身成井戸沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県島田市川根町身成の区域内の土地のうち、次の一点から十九点までを順次結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°56′47.3750″	138°05′25.0261″
2	34°56′47.6804″	138°05′25.0076″
3	34°56′48.0953″	138°05′25.5803″
4	34°56′48.1637″	138°05′25.8587″
5	34°56′48.1836″	138°05′26.1192″
6	34°56′48.0549″	138°05′26.1557″
7	34°56′48.1570″	138°05′26.7102″
8	34°56′48.1080″	138°05′27.0912″
9	34°56′47.7597″	138°05′27.7622″
10	34°56′47.8613″	138°05′28.4280″
11	34°56′48.7191″	138°05′29.2469″
12	34°56′48.8247″	138°05′31.1424″
13	34°56′48.4987″	138°05′31.3629″
14	35°56′47.9345″	138°05′29.5393″
15	34°56′46.9774″	138°05′29.0406″
16	34°56′46.9606″	138°05′28.2495″
17	34°56′47.3573″	138°05′26.7834″
18	34°56′47.2836″	138°05′26.0713″
19	34°56′47.1421″	138°05′25.5793″

○防衛省告示第百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月二日及び同月三日（予備、同月四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一一秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月十日（予備、同月十一日及び同月十二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月十日（予備、同月十一日及び同月十二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月二日から同月六日及び同月十日（予備、同月十一日及び同月十二日）の毎日〇八〇〇から一八三〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月二日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十六号

海上における火薬の水中爆破訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月十日から同月二十二日までの間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで

区　域　硫黄島周辺の次の一の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びに次の二の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域

一　(ア)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度一八分一〇秒

(イ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度一九分四三秒

(ウ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒

(エ)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒

(オ)　北緯二四度四九分四三秒　東経一四一度一九分四六秒

(カ)　北緯二四度四九分〇七秒　東経一四一度一七分五六秒

二　(ア)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒

(イ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒

(ウ)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一七分二二秒

(エ)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒

(ウ)　北緯二四度四八分三三秒　東経一四一度二〇分三九秒

(エ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度二〇分五九秒

実施艦　自衛艦八隻

その他　一　爆破訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、爆破海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和七年五月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

一　都市計画事業の種類及び名称　県南都市計画道路事業３・３・３０２号国道４号線

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　福島県郡山市安積荒井一丁目5番地（国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所）

四　事業地の所在

収用の部分　福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、舘沢、本町、滝八幡及び北町

地内　福島県岩瀬郡鏡石町久来石南地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和七年五月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

一　都市計画事業の種類及び名称　県中都市計画道路事業３・３・１号国道４号線

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　福島県郡山市安積荒井一丁目5番地（国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所）

四　事業地の所在

収用の部分　福島県岩瀬郡鏡石町久来石南、久来石及び笠石地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十八日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
徳島県海部郡海陽町大里字上中須一二八番から高知県安芸郡東洋町野根字浦漠内一六一八番一まで	前　A	九・〇九～一三・八・四二メートル　一六・四六一キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　B・C・D	九・〇九～一三・八・四二　一六・四六一 一二・六四～二二五・六〇　一四・三一一	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十八日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
徳島市大原町籠山一九番一から同市大原町籠三七番二地先まで	前	二一・七八～一六九・六一メートル　〇・〇九〇キロメートル
	後	二一・七八～一八六・六一　〇・〇九〇

(三) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十八日　九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年九州地方整備局告示第七十一号佐世保都市計画道路事業

三・四・四十七号春日瀬戸越線

三　事業施行期間　自令和三年四月十二日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和三年九州地方整備局告示第七十一号の事業地のうち長崎県佐世保市春日町、桜木町、瀬戸越一丁目及び瀬戸越二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　令和三年九州地方整備局告示第七十一号の事業地のうち長崎県佐世保市瀬戸越一丁目及び瀬戸越二丁目地内において事業地を変更する。

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問主意書（阿部知子提出）

がんの早期発見における犬の活用に関する質問主意書（大西健介提出）

質問書転送

五月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

羽田空港新飛行ルートに関する質問主意書

証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問主意書

李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問主意書

経営・管理の在留資格に関する質問主意書

外国情報機関による勧誘工作に関する質問主意書

国土交通省手続業務一貫処理システムおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムに関する質問主意書

弔詞

三月十七日元参議院議長斎藤十朗君が死去されたので、五月二十六日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力し　さきに参議院議長の要職につき　またかつて国務大臣の重任にあたられた従二位桐花大綬章　斎藤十朗君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

議事日程

五月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十七号

令和七年五月二十七日（火曜日）

午後一時開議

第一　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（内閣提出）

第二　貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

第三　貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）

参議院

議案受領（予備審査）

五月二十六日衆議院から次の議案が送付された。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第三三号）

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）（衆第三四号）

議案付託

五月二十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（閣法第四三号）

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）　法務委員会に付託

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）　財政金融委員会に付託

航空法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）　国土交通委員会に付託

質問主意書転送

五月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

再エネ賦課金に関する質問主意書（野田国義提出）（第一二一号）

ＪＵＴＭに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二二号）

能登半島地震時における孤立集落へのドローン配送の事実関係に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二三号）

自治労等の労働組合の会計監査が未実施の場合の影響に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二四号）

大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一二五号）

報告書提出

五月二十六日委員長から次の報告書を提出した。

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）及び令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）審査報告書

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）審査報告書
令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百十六回国会提出）審査報告書

弔詞

三月十七日逝去された元議長斎藤十朗君に対し、五月二十六日次の弔詞をささげた。

参議院は、わが国民主政治発展のため力を尽くされ、さきに参議院議長として憲政の発揚につとめ、特に院議をもつて永年の功労を表彰せられ、また国務大臣としての重任にあたられました元議員従二位桐花大綬章斎藤十朗君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理解職
　国務大臣　村上誠一郎
財務大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる
　倉澤　守春
判事兼簡易裁判所判事に任命する
　楫井　英夫
簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上五月二十四日）
　国務大臣　武藤　容治
内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（五月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、エクアドル大統領ダニエル・ノボア・アシン閣下の大統領再任につき、五月二十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があつたので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年五月二十八日
　金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第三十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年４月23日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31996号	株式会社Brighten Japan
東京都知事(1)第32015号	フリー創業融資サポート株式会社
東京都知事(1)第32017号	株式会社ＴＥＲＡＳＳ
山梨県知事(1)第00714号	山梨中銀リース株式会社
群馬県知事(1)第01222号	株式会社アッコラ

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和７年３月10日	高知県知事(4)第01519号	株式会社いつも（株式会社Ｋ・ライズホールディングス）

令和７年４月23日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事(8)第11994号	ポテト
鹿児島県知事(14)第00179号	株式会社エヌシーガイドショップ
関東財務局長(3)第01510号	株式会社J.Score
大阪府知事(2)第13007号	株式会社コンフィアンス
大阪府知事(1)第13028号	信和コミュニティ株式会社
東京都知事(1)第31978号	株式会社ＥＦインベストメント

令和７年４月23日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
千葉県知事(6)第03845号	ＫＡＺＡＭＡ株式会社

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

宮城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、宮城県電気機械器具製造業最低工賃（令和４年宮城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年５月28日　宮城労働局長　小宅　栄作

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　宮城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工 （表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆を剥ぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末を半田付けすることをいう。）	１芯のものについて行うもの	１か所につき ２円04銭
	チューブ挿入 （端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）		１か所につき ２円17銭
コネクター	差し （コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	１ピンにつき 61銭
		リード線について行うもの	１ピンにつき 47銭

4　効力発生の日　令和７年６月27日

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

免責許可申立てに関する意見申述期間

復権申立て

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０２６号
東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地
清算株式会社　株式会社明邦
代表清算人　髙野加寿江
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号
愛知県東海市荒尾町金山138番地
清算株式会社　深谷工業株式会社
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（ヒ）第５号
岡山県倉敷市阿知１丁目７番２―602号
清算株式会社　株式会社梅月
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所倉敷支部

令和６年（ヒ）第１４号
熊本県上益城郡益城町大字赤井278番地
清算株式会社　株式会社ごらく
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

令和７年（ヒ）第３号
宮崎県都城市松元町３街区20号
清算株式会社　株式会社Ｎ商事
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００１号
群馬県伊勢崎市三和町2718番地３
清算株式会社　株式会社ＰＱＲ
代表清算人　堀川　　悟
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定しかつその資産の全ての換価が終了した日から１か月以内に、①別紙記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）のうち保証債権を保有する株式会社足利銀行（以下「足利銀行」という。）に対し、別紙において足利銀行につき定めた金額に８％を乗じた金額を弁済するとともに、②各協定債権者に対し、清算株式会社に残存する金員から、①の弁済額及び必要な費用の金額を控除した残額を、別紙において協定債権者ごとに定めた金額の割合に応じて按分して弁済する。
2　前項の規定による弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　各協定債権者は、第１項の規定による全ての弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額（当該残額に係る債権に関連して利息、遅延損害金又はその他の費用・手数料・清算金等の債権が生じている場合にはそれらも含む。）につき、その債務を免除する。
4　第１項の規定による弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙において協定債権者ごとに定めた金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
5　第１項の規定による弁済までに、保証債権を保有する足利銀行の協定債権額がその主債務者の弁済等（清算株式会社による弁済等は含まない。）により減少した場合、第１項及び前項の規定の適用においては、別紙において足利銀行につき定めた金額5964万7000円は、当該金額から当該減少額を控除した残額とする。
6　本協定に基づく弁済額の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。
（別紙省略）
以上
前橋地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第５号
埼玉県川口市大字神戸123番地
清算株式会社　株式会社改良園
代表清算人　鈴木　明彦
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　定義
⑴　協定債権とは、清算株式会社の債権者の債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権（以下「優先債権等」という。）を除いた債権をいう。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
⑶　協定債権者とは協定債権を有する債権者をいう。
⑷　弁済対象基準額とは、以下の協定債権者については以下の債権額を意味し、以下の債権者以外の債権者（第３に記載の役員等債権）については特別清算開始決定時における協定債権元本額を意味する。
株式会社三菱ＵＦＪ銀行　331万4260円
埼玉県信用保証協会　8510万5738円
2　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（大江・田中・大宅法律事務所東京都港区虎ノ門１丁目12番９号スズエ・アンド・スズエビル６階）において行う。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の権利変更及び弁済方法
1　協定債権元本について
⑴　基本弁済
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、各協定債権者に対し、清算株式会社における弁済原資（優先債権等の金額を控除した、協定債権の引当てとなるべき財産の額をいう。）を、弁済対象基準額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
清算株式会社は、上記⑴の弁済実行と同時に、協定債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、全額の債務の免除を受ける。

⑶　追加弁済

上記⑴の弁済の実行後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を除いた残額を追加弁済額として、各協定債権者に対し、上記⑴の例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債権の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。

２　協定債権元本以外の協定債権

清算株式会社は、弁済を実行する場合には弁済実行時において、それぞれ、利息、遅延損害金その他、協定債権元本以外の協定債権につき、全額の免除を受ける。

第３　役員等債権

１　定義

役員等債権とは、清算株式会社の代表清算人鈴木明彦が清算株式会社に対して有している貸付債権、利息債権及び遅延損害金請求権を含む一切の債権をいう。

ただし、弁済対象基準額は第１に記載したとおり、特別清算開始決定時における以下の債権元本額を意味する。

鈴木　明彦　１億2583万5571円

２　役員等債権についての免除

役員等債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。

以上

さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３号

千葉県柏市若柴178番地４柏の葉キャンパス148街区１（Ｅ―601）

清算株式会社　株式会社ＮＳ管財

代表清算人　野口　義晃

１　決定年月日　令和７年５月14日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　本協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、令和７年２月26日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）及び特別清算債権に係る同月27日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金とする。

２　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　弁済及び免除

１　特別清算債権に対する弁済及び免除

⑴　弁済方法

特別清算債権については、以下の方法により弁済する。

ア　資産換価代金から、清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除して、弁済原資総額を算定する。

イ　本協定の認可決定確定日の属する月の翌月末日までに、上記アを弁済原資として、令和元年（2019年）６月７日付け「再生計画書」記載の別表「保証履行・担保分弁済後残高」・「比率」欄の記載に基づく下記割合に応じて弁済する。

記

アビリオ債権回収株式会社　25.002％

商工組合中央金庫　29.002％

日本政策金融公庫　4.992％

群馬県信用保証協会　35.129％

被相続人野口善朗相続財産管理人弁護士齋藤守永　5.875％

⑵　免除方法

特別清算債権については、上記⑴イの弁済時において、弁済後の残債権額について全額免除を受ける。

２　開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除

特別清算債権に係る令和７年２月27日（開始決定日）以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に、全額免除を受ける。

第３　残余財産の処理

上記第２の１⑴イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、別表の「保証履行・担保分弁済後残高」・「比率」欄記載の割合に応じて弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。

（別表省略）

以上

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（ヒ）第２０８６号

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号

清算株式会社　株式会社日本ヒューマンキャリア

代表清算人　伊藤　　毅

１　決定年月日　令和７年５月15日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、割合弁済の結果、弁済額について生じる１円未満の端数は切り捨てる。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたとき（１円未満の端数を切り捨てることで弁済額が０円となる場合を含む）は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画認可

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年４月１日

会計検査院共済組合代表者
会計検査院長　原田　祐平

第28条第１項の表中「33.96/1,000」を「38.26/1,000」に、「7.49/1,000」を「8.20/1,000」に、「67.92/1,000」を「76.52/1,000」に、「14.98/1,000」を「16.40/1,000」に改め、同条第２項中「33.96/1,000」を「38.26/1,000」に、「2.56/1,000」を「2.35/1,000」に改める。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項及び第２項の規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十一日

掲載頁　一六四頁（号外第一一一号）

令和七年五月二十八日

札幌市西区発寒十五条十三丁目三番四〇号
（甲）株式会社北海道ＢＰセンター
代表取締役　佐々木久雄

北海道河西郡芽室町東芽室北一線八番地
（乙）株式会社後藤商会
代表取締役　佐々木久雄

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://linc-well.com/

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十八日

東京都港区浜松町二丁目一三番一〇号
（甲）株式会社Ｌｉｎｃ’ｗｅｌｌ
代表取締役　山本　遼祐

東京都大田区南六郷二丁目二四番六号
（乙）有限会社くるみ
代表取締役　佐藤　順子

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　三頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　三頁

（丁）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　三頁

令和七年五月二十八日
東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一
ＡＮＤＡＳＱＵＡＲＥ一六階
（甲）Ｈｅｘａｇｏｎ　Ｍａｎｕｆａｃｔｕｒｉｎｇ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ株式会社
代表取締役　今野　真生

神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目一五番八号
（乙）ヘキサゴン・メトロジー株式会社
代表取締役　今野　真生

名古屋市千種区千種三丁目三九番四号
（丙）ボリュームグラフィックス株式会社
代表取締役　今野　真生

東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一・ＫＡＮＤＡ・ＳＱＵＡＲＥ一六Ｆ
（丁）ＤＰテクノロジー・ジャパン株式会社
代表取締役　今野　真生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月三十日
掲載頁　八十三頁（号外第一八〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月二十六日
掲載頁　八十二頁（号外第一七八号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月二十四日
掲載頁　四十九頁（号外第一七六号）

令和七年五月二十八日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号
（甲）株式会社ＭＣデータプラス
代表取締役　飯田　正生

東京都中央区京橋一丁目一三番一号
（乙）株式会社インダストリー・ワン
代表取締役　遠藤　翼

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
（丙）エムシーデジタル株式会社
代表取締役　河内　伸学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.akita-inc.co.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十日
掲載頁　六十三頁（号外第一一〇号）

令和七年五月二十八日
名古屋市中村区平池町四丁目六〇番地の一
二グローバルゲート一〇Ｆ
（甲）アキタ株式会社
代表取締役　原田　謙治

新潟市北区太郎代六五三番地五九
（乙）アキタロジ株式会社
代表取締役　原田　謙治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月七日
掲載頁　四十五頁（号外第二十六号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　四頁

令和七年五月二十八日
大阪市中央区南船場二丁目五番八号
（甲）富士ファシリティサービス株式会社
代表取締役　川上聡一朗

大阪市中央区千日前一丁目四番八号
（乙）光洋ファシリティサービス株式会社
代表取締役　川上聡一朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日
福岡市博多区博多駅前三丁目七番三五号
（甲）クライズ合同会社
代表社員　平木　星美

福岡市博多区博多駅前三丁目七番三五号
（乙）ファミーユ合同会社
代表社員　平木　星美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙から乙の試薬製造及び消耗材製造事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.nps-co.jp/

令和七年五月二十八日
千葉県松戸市上本郷八八
（甲）プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
代表取締役　杉山　悠

秋田県大館市花岡町字前田四〇番地一六
（乙）エヌピーエス株式会社
代表取締役　池田　秀雄

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりパナソニックオートモーティブシステムズ株式会社（乙、横浜市都筑区池辺町四二六一番地）の吸収分割契約書に記載の部門に係る事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月十七日
掲載頁　七十七頁（号外第三十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十九日
掲載頁　一二六頁（号外第一四七号）

令和七年五月二十八日
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー
Ｓｔａｒ　Ｊａｐａｎ　Ａｃｑｕｉｓｉｔｉｏｎ株式会社
代表取締役　永易　正史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の御殿場ゴルフ倶楽部の運営、ベルビュー長尾ゴルフ倶楽部の運営に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　五十八頁（号外第一〇三号）

令和七年五月二十八日
静岡県御殿場市神山一九一八番地
（甲）ゴルフリゾートジャパン株式会社
代表取締役　横山　久一

静岡県御殿場市神山一九一八番地
（乙）株式会社リゾートマネジメント
代表取締役　横山　久一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社スタートセカンド（住所愛知県名古屋市昭和区御器所四丁目一八番九号）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　四頁

令和七年五月二十八日

名古屋市中区栄二丁目三番一六号アーク栄広小路ビル

株式会社スタートレ

代表取締役　林　倫弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

栃木県佐野市若松町三〇九番地四

アリコーポレーション合同会社

代表社員　ラマ・クラマン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

埼玉県行田市中央一一番五クリダイビル二Ｆ

合同会社ＧＨ経営サポート

代表社員　長谷川弘子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

埼玉県春日部市道口蛭田一六五番地七

合同会社福寿会

代表社員　米内　幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

千葉県松戸市新作一三四番地の五プロムナード北松戸一―二一三

合同会社大拓

代表社員　張　万　拓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社クローバークラブとします。

効力発生日は令和七年七月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年五月二十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

東京都大田区西馬込一丁目三三番一五号

ヒルトップテラス馬込一〇四

合同会社クローバークラブ

代表社員　松田　真治

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更の効力発生日は令和七年六月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＴＬＣとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年五月二十八日

東京都足立区入谷六丁目二番六号

協同組合東京文紙流通センター

理事長　政木藤二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＰＮ　ｗｉｓｔｅｒｉａ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

東京都府中市住吉町二丁目二二番地の三七

ＰＮ　ｗｉｓｔｅｒｉａ．ｓ合同会社

代表社員　後藤　駿也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

大阪市中央区島之内一丁目二一番二三号

ジジワークス合同会社

代表社員　岡田光太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

大阪市鶴見区今津南一―六―三五ニューラ イフ今津五〇一号室

合同会社麗光

代表社員　栾　暁麗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号はＡＫＩＲＡ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

大阪府大阪市生野区中川一丁目二番二六号

合同会社ＫＨＯＩ　ＮＧＵＹＥＮ

代表社員　坂井　巧

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

長崎市御船蔵町一番二〇号

合同会社アシスト長崎

代表社員　城　健次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十日

掲載頁　六十五頁（号外第一一〇号）

令和七年五月二十八日

東京都世田谷区尾山台二丁目三〇番八号

Audi Volkswagen Retail Japan株式会社

代表取締役　イヴァイエロ・プレフ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億一千八百五十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

ＭＳＤ企業投資十号株式会社

代表取締役　佐藤　哲也

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を、これらの株式の発行と同時に、当該株式の発行により増額する資本金の額と同額分減少することにいたしました。当該株式の発行に伴う資本金の額の減少については、株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。そのため、当該株式の発行に伴う資本金の額の減少については、株主総会の決議を経ずに決定する予定です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月七日

掲載頁　二十五頁

令和七年五月二十八日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目二一番地二四ＡＫＩＨＡＢＡＲＡ　ＣＥＮＴＲＡＬ　ＳＱＵＡＲＥ四階　株式会社Ｌｕｕｐ

代表取締役　岡井　大輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億八千四百九十九万六千八百一円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/70382/announces

令和七年五月二十八日

東京都文京区白山一丁目一三番七号

株式会社ＱｕｎａＳｙｓ

代表取締役　楊　天任

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十八日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目二〇番二三号

株式会社ＡＭＣファイナンス＆リース

代表取締役　宮脇　輝威

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千四百九十九万九千六百八十五円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月二十五日

掲載頁　二十一頁

令和七年五月二十八日

東京都千代田区麹町六丁目六番地二

株式会社ＡＣＲＯＶＥ

代表取締役　荒井　俊亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十万円減少し六百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

長野県長野市栗田六五三番地一三ホクセイビル　合同会社長野電気引込工事センター

代表社員　久保田電設工業株式会社

職務執行者　久保田貴律

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千四百七十五万円、資本準備金の額を一億三千四百七十五万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年五月二十八日

東京都新宿区新宿二丁目一番一一号

株式会社アイフリークモバイル

代表取締役社長　吉田　邦臣

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月十二日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年五月二十八日

東京都渋谷区代々木一丁目三六番四号全理連ビル五階

辻・本郷ＩＴコンサルティング株式会社

代表取締役　黒仁田　健

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十八日

神奈川県伊勢原市桜台一丁目一七番四号

株式会社岡原計器製作所

代表取締役　岡原　義典

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十八日

岡山県玉野市宇野四丁目一〇番一〇号

玉野土建株式会社

代表取締役　上西　正幸

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙島郁夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十八日

東京都港区南青山七丁目一番九号

ＢＬＵＥ　ＷＥＤＧＥ　ＬＩＭＩＴＥＤ

日本における代表者　髙島　郁夫

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年五月二十八日

静岡県袋井市山科二八六番地の二

株式会社イクト

代表取締役　平井　辰憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億九千九百九十万九千三百七十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年五月二十八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

エムジージェイワン特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s09169-z60ex/

令和七年五月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｕｒａｓｈｉｍａ特定目的会社

取締役　髙山　知也

訂正公告

令和七年五月九日（号外第一〇三号）令和七年五月十二日（号外第一〇四号）令和七年五月十三日（号外第一〇五号）掲載の解散公告中、「令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議」とあるは「令和七年三月三十一日定款所定の解散事由の発生」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二十八日

沖縄県うるま市字喜屋武一六九番地五

医療法人平愛会

清算人　友利　昭夫